

## 市第40号議案

## 地域ケアプラザ及び地区センターの指定管理者の指定

次のように地域ケアプラザ及び地区センターの指定管理者を指定する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市西柴地域 ケアプラザ及び 横浜市西柴コ ミュニティハウス	西区北幸二丁目 8 番 4 号	社会福祉法人昴 理事長 鈴木 修	横浜市西柴地域ケア プラザ及び横浜市西 柴コミュニティハウ スの供用開始の日か ら令和 9 年 3 月 31 日 まで

## 提 案 理 由

横浜市西柴地域ケアプラザ及び横浜市西柴コミュニティハウスの指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

**参 考**

**地 方 自 治 法（抜粋）**

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）